

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

第44条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

ア 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃

イ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃

ウ 普通回数旅客運賃

エ 団体旅客運賃

(2) 特別急行料金

(3) 特別車両料金

(旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方)

第45条 営業キロを使用して旅客運賃・料金を計算する場合は、線路が同一方向に連続する場合に限り、発着区間の営業キロを通算して計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第46条 旅客運賃・料金は、次の各号に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 大人 12才以上の者
- (2) 小児 6才以上12才未満の者
- (3) 幼児 1才以上6才未満の者
- (4) 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合においては、これを小児とみなし旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

旅客営業規則

- 4 特別車両料金は、旅客の年齢によって区別しない。ただし、トキめきリゾート雪月花号に対する特別車両料金を除く。

(小児の旅客運賃・料金)

- 第 47 条** 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は特別急行料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は特別急行料金の 2 分の 1 の額とし、10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額（以下この方法を「端数計算」という。）とする。
- 2 トキめきリゾート雪月花号に対する特別車両料金は、次条に規定する場合を除いて、大人のトキめきリゾート雪月花号に対する特別車両料金の 2 分の 1 の額とし、端数計算した額とする。

(割引の旅客運賃・料金)

- 第 48 条** 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。
- 2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとに前項の規定によって計算した運賃の合計とする。
 - 3 割引の旅客運賃・料金の種類、発売条件及び割引率等は、別表 2 のとおりとする。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

- 第 49 条** 旅客は、旅客運賃・料金について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第56条に規定する乗継割引定期旅客運賃に対して、第48条第 3 項に定める割引に適用することができる。

(旅客運賃・料金の概算収受)

- 第 50 条** 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。
- 2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 51 条 大人片道普通旅客運賃は、別表 3 に定めた額とする。

(乗継割引普通旅客運賃)

第 52 条 旅客が当社線と旅客会社線または連絡会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引普通旅客運賃とすることがある。

(往復普通旅客運賃)

第 53 条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第54条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大人通勤定期旅客運賃
別表3に定める額
- (2) 大人通学定期旅客運賃
別表3に定める額

(中学校、高等学校等に対する割引定期旅客運賃)

第55条 第33条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって定期旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第33条第1項第1号及び第2号に定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について
3割引
- (2) 第33条第1項第3号から第5号までに定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について
1割引

(乗継割引定期旅客運賃)

第56条 旅客が当社線と旅客会社線又は連絡会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引定期旅客運賃とすることがある。

(端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第57条 第32条第2項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第4節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第58条 普通回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第59条 第35条の規定により通学割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号の定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第35条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引
- (2) 第35条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第60条 第36条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める率を普通旅客運賃から割引きを行う。

(1) 学生団体

ア 学生、生徒、児童及び幼児

(ア) 大人 5割

(イ) 小児 3割

イ 教職員、付添人及び旅行者 3割

(2) 普通団体・専用臨時団体

ア 取扱期別の第1期 1割

イ 取扱期別の第2期 1割5分

(3) 前号に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合においては、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第1期	1月 1日から 1月10日まで 3月 1日から 5月31日まで 7月 1日から 8月31日まで 10月 1日から 10月31日まで 12月 21日から 12月31日まで
第2期	第1期以外の日

2 前項の規定によるほか、普通団体・専用臨時団体に対しては、団体旅客31人以上50人までのときは、うち1人、51人以上のときは、50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

(団体旅客運賃の計算方法)

第61条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出

した額を合計した額とする。

- 2 前項第1号及び第2号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに割引額を差し引いて端数計算し、これを合計した額とする。

(実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第 62 条 第40条第2項の規定による条件により運送の引受けをした団体旅客の実際の乗車人員（無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際の乗車人員と責任人員に不足する人員（大人及び小児別に責任人員が定められているときは、大人及び小児別に不足する人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

- 2 大人及び小児別に責任人員が定められている場合において、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員について、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算した人員（その人員の合計に1人未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた人員。）を、不足人員から差し引いて計算する。

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算)

第 63 条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第45条の規定によるほか、旅客が第41条の規定により不乗車区間の旅客運賃を支払う場合においては、前後の区間及び当該不乗車区間の営業キロを通算する。

- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体の団体旅客運賃は、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って計算する。

第 6 節 特別急行料金

(大人特別急行料金)

第 64 条 大人特別急行料金は、次表に定める通りとする。

営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上
料 金	330円	660円

(団体旅客に対する特別急行料金)

第 65 条 団体旅客に対する特別急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する特別急行料金とする。

第 7 節 特別車両料金

(特別車両料金)

第 65 条 の 2 特別車両料金は、次表に定める通りとする。

(1) トキめきリゾート雪月花号に対する特別車両料金

営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	51キロメー トル以上
料 金	2,410円	4,800円

(2) トキめきリゾート雪月花号の個室に対する特別車両料金
前号の料金に加えて、次表の料金を加算する。

	設備定員4人
1 室当たりの料金	20,000円

(3) 東日本旅客鉄道株式会社E 001形車両で運転する特別急行列車に対する特別車両料金

	2 人用個室
1 人当たりの料金	3,410円

(団体旅客に対する特別車両料金)

第 65 条 の 3 団体旅客に対する特別車両料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

2 前項の規定によるほか、臨時列車を利用する団体旅客に対する特別車両料金の計算方は、別に定めることがある。